

# 東京工業大学経友会 会則

昭和 51 年(1976 年) 10 月 30 日 制定

平成 28 年(2016 年) 6 月 25 日 改正

令和元年 (2019 年) 6 月 15 日 改正

## I 総 則

1. 本会は、東京工業大学経友会と称する。
2. 本会は、会員相互の交流を深め、経営工学の教育・研究の支援を図り、  
以て社会の発展に寄与することを目的とする。
3. 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行なう。
  - (1) 講演会、研究会、懇親会、交流会などの開催。
  - (2) 会員同士の交流の促進、学部・大学院における関連する活動  
の支援。
  - (3) 会誌、ホームページ、メール、郵便物その他による広報活動。
  - (4) 蔵前工業会と連携した、大学全体に貢献する諸活動。
  - (5) その他本会の目的を達成するのに必要な事業。
4. 本会は、事務局を東京工業大学工学院経営工学系（以下経営工学系  
略記）の事務室内に置く。（所在地：〒152-8550 東京都目黒区大岡山  
2-12-1 東京工業大学西 9 号館 433 号室）
5. 本会には、総会の承認を得て支部を置くことができる。  
支部の会則は、それぞれ別個に定める。
6. 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## II 会 員

7. 本会の会員は次の通りとする。

正会員、学生会員、特別会員、名誉会員

- 7.1 正会員は、経営工学系の卒業生及び修了者、もしくはそれらの前身の学科・コース等の卒業生及び修了者を原則とする。
- ただしそれ以外の者で、入会を希望し、幹事会の承認を受けた者も正会員となることができる。
- 7.2 学生会員は経営工学系に在籍する学生とする。
- 7.3 特別会員は経営工学系の現旧教員、もしくはその前身の学科・コースの旧教員、あるいは特に幹事会の承認を得た者とする。
- 7.4 名誉会員は学識名望あるもので、特別会員中より総会の承認を得たものとする。
- 7.5 正会員の資格、もしくは正会員と特別会員の資格を二重に有するものは、初めて会員となったときの資格が優先するものとする。
8. 会員は、その資格を得たときに会員名簿に登録される。これによって会員としての権利及び義務が生じる。

### Ⅲ 役員

9. 本会に次の役員を置き、会務の執行機関である幹事会を構成する。
- 会長 1 名、副会長 2 名または 3 名、幹事長 1 名、運営幹事 若干名、学年幹事 原則各年次 1 名、監事 1 名または 2 名、事務局
- (役員名は別紙記載)
- なお、経営工学系主任及び事務局は必要に応じて幹事会に参加し本会の運営を支援していただく。
10. 会長、副会長、幹事長及び監事は正会員中より互選し、総会で承認する。
11. 幹事（運営幹事、学年幹事）は、会員の中より会長が依嘱する。
12. 役員任期は、2 年とする。重任、再任は妨げない。
- また、海外赴任や病気等のやむを得ない理由により、任期満了前に役員

を辞任せざるを得ない場合には、会長、副会長、幹事長の承認を得ることとする。

その場合、会長は代行者候補を選び、副会長、幹事長の承認を得て、その代行者が、次の総会まで代行することとする。なお、会長辞任の場合については、あらかじめ副会長の中での代行順位を決めておき、その順位上位者が代行することとする。

13. 会長が必要と認めたときは、本会の事務を処理するために職員を依嘱したり、蔵前工業会に委託することができる。

#### IV 集 会

14. 総会は年1回、前年度終了後3か月以内に開催するものとする。

- 14.1 総会では前年度の事業報告、決算、監査報告及び当該年度の事業計画、予算について審議し、承認する。

- 14.2 総会の議事は出席者の多数決によって決定する。

- 14.3 総会の議長は互選で定める。

15. 幹事会は、会長が会務の遂行に関して必要と認めたときに開催される。

#### V 会 計

16. 本会の経費は入会金、寄付金、その他を以てこれに当てる。

17. 入会金は5000円とし、正会員の入会時に徴収する。ただし、学生会員の入会金は2000円とし、卒業時（修了時）に3000円を納付すれば正会員となることができる。（本ただし書きの有効期限は、学生会員の卒業・修了後1年までとし、その後の入会金は新規入会と同額の5000円とする。）

#### VI 改 正

18. 本会会則の改正は、総会出席者の2/3以上の承認による議決を要する。

## **Ⅶ 付 則**

19. 本会則は、本会が設立された昭和 51 年 10 月 30 日より制定施行する。
20. 本会則は、平成 28 年 6 月 25 日より改正施行する。
21. 本会則は、令和元年 6 月 15 日より改正施行する。